
サンテックパワーホールディングス子会社 無錫サンテックパワーの会社更生法申請に関して

サンテックパワーージャパン株式会社（本社 東京都新宿区 社長 山本豊）の親会社であるサンテックパワーホールディングスは、8社からなる中国銀行団が3月18日に、セル製造を主とする子会社である無錫サンテックパワーの会社更生法申請を無錫市中級裁判所に行った旨発表しました。本申請につきましては、無錫サンテックパワーは異議を申し立てる予定はなく、数日以内に無錫市中級裁判所が受理するかどうかの決定がなされる予定です。無錫市中級裁判所が本申請を受理した場合には、これにより無錫サンテックパワーは管財人管理下に入ります。無錫サンテックパワーは再建に向けた支援を受けながら、従来通り工場の稼働を継続します。

本申請が無錫市中級裁判所に受理された場合には、無錫サンテックパワーの抱える多額の銀行借り入れは基本的に清算され、政府の支援を軸として再生に向けて動き出すこととなります。また、すでに販売しておりますサンテックパワー製品の製品保証に関しても継続されます。親会社であるサンテックパワーホールディングス、および、サンテックパワーージャパン（株）を含む、その他のサンテックパワーホールディングスの子会社は、今回の会社更生法の申請とは一切関係なく、従来通り事業が継続されます。

今回の会社更生法申請が無錫市中級裁判所に受理された場合には、無錫サンテックパワー傘下の工場がサンテックパワーホールディングスのコントロールから構成上離れることとなりますが、製品の生産・供給に関しては従来通り維持されます。また無錫サンテックパワー傘下の工場以外に、2011年に新設されたサンテックパワーの最新工場（P4）がありますが、この工場は無錫政府傘下の投資会社（Guolian）とサンテックインベストメントというサンテックパワーホールディングスの子会社のジョイントベンチャー（JV）で建設され所有・運用されています。すでに2013年2月時点で、無錫政府傘下の投資会社が全体の6割を保有しており、実質的な運用もその資金によって運営されています。この会社は無錫サンテックパワーとは異なる、サンテックインベストメントとのJVの子会社としての位置づけであり、無錫市中級裁判所が今回の会社更生法の申請を受理したとしても、それによる影響を受けることはありません。現在の日本向け製品の生産発注・供給に関しては、このJVで運用されている会社とサンテックパワーージャパン（株）の間で行われており、今後の日本への製品供給には全く影響はありません。会社の構成の概略は次頁に示すとおりです。

2013年3月21日
サンテックパワーージャパン株式会社

<本件のお問合せ先>

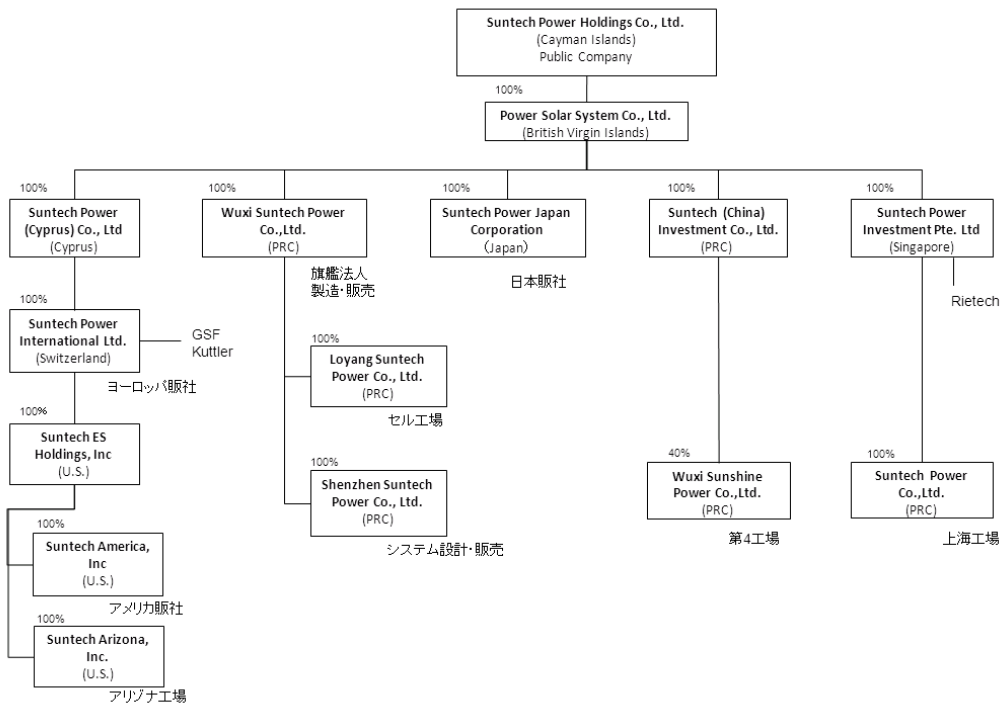
サンテックパワーージャパン株式会社
マーケティング本部 広報担当 三澤・北原 03-3342-3892

<サンテックパワーホールディングス、及びサンテックパワーージャパン株式会社について>

サンテックパワーホールディングス社は2001年に中国無錫で設立され、2005年にニューヨーク証券取引所に株式を公開しました。2006年に日本市場の開拓とBIPV（建材一体型太陽光発電モジュール）のノウハウを共有するために、太陽光発電モジュール製造販売で30年以上の実績を持つ日本の太陽光発電モジュール専門メーカー株式会社MSKを傘下に収め、2009年6月に商号を変更し、サンテックパワーージャパン株式会社として発足させました。2008年末に太陽光発電セルとモジュールを合わせ1GWの生産能力を世界で初めて達成、2010、2011年度に太陽光発電モジュールの生産量※1・出荷量※2で2年連続世界第1位となりました。また2011年10月に累計設置量5GWを世界で初めて達成し、2012年8月には世界累積設置量を7GWにまで拡大しました。市場規模の大きいヨーロッパ各国、米国、アジア中近東で高い評価を得ており、各地で占有率第1位※3を獲得しています。

- ※ 1 (独)PHOTON International 2011年、2012年3月号による
- ※ 2 (英)IMS リサーチ 2011年4月、2012年2月による
- ※ 3 サンテックパワー社調べによる

(参考：サンテックパワーホールディングス組織図)



All Rights Reserved